平成２２年（フ）第１６３号
大阪府貝塚市澤485番地１アーク八品301号
債務者　名城　正恵
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
大阪府岸和田市岡山町482番地の１　メゾン・ド・アリエス210号、前住所大阪府岸和田市池尻町118番地の３　サングレイスＢ棟203号
債務者　新　　克彦
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
大阪府岸和田市岡山町482番地の１　メゾン・ド・アリエス210号、前住所大阪府岸和田市池尻町118番地の３　サングレイスＢ棟203号
債務者　新　　佳子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
大阪府岸和田市岡山町482番地の１　メゾン・ド・アリエス210号、前住所大阪府岸和田市池尻町118番地の３　サングレイスＢ棟203号
債務者　新　　清一
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1267番地
債務者　大里　由美（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
大阪府貝塚市王子1030番地８
債務者　勝藤　賢二
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
大阪府貝塚市王子1030番地８
債務者　勝藤　清美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
大阪府泉佐野市新安松３丁目３番13―368号、住民票上の住所大阪府泉佐野市新安松１丁目４番17号パークコートマチヤ201
債務者　買手　陽子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
大阪府貝塚市水間236番地、前住所大阪府泉南郡熊取町大宮２丁目９番１―603号
債務者　山本　典右
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
大阪府和泉市府中町８丁目３番29―206号、前住所大阪府和泉市府中町８丁目３番29―302号
債務者　寺田　京美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
大阪府泉佐野市上瓦屋583番地の17―401
債務者　戸口　昭人
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
大阪府阪南市尾崎町５丁目９番12号２―14号
債務者　長瀧　義彦
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
大阪府泉佐野市高松東１丁目８番13―702号
債務者　筒井恵美子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
大阪府泉大津市上之町２番12号
債務者　杉山　信義
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
大阪府泉南市信達市場2661番地の59
債務者　今　　摩紀（旧姓杉野）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
大阪府岸和田市南上町１丁目52番13号
債務者　小久保康宏
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
大阪府岸和田市沼町22番11号木川ハイツ４―Ｂ号
債務者　溝上　陽子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係